

利用規約

合同会社 ESENT（以下、「甲」という）と受講者（以下、「乙」という）は、甲が提供するオンライン台湾華語会話サービス「Haotalks /ハオトークス」（以下、「当サービス」という）について、以下の「受講者規約」（以下、「本規約」という）を締結し、乙は当規約のすべての条項に同意した上で当サービスへの登録と申込みを行うものとする。

第1章 総則

第1条 当社が定める利用規約及び諸規定、当社のサイト上での掲示、受講者に対して発する一切の通知は、それぞれ本規約の一部を構成するものとする。

第2条 各規定及び各通知が矛盾する場合には、後に通知されたものが優先して適用される。

第3条 当規約の適用の範囲は、甲のサイトに加え、甲が提供するアプリケーションおよび電子メール等を介して甲が乙に対して発信する全ての情報を含む。

第4条 甲乙間において当利用規約とは別に個別の定め（以下、「個別契約」という）がある場合は、個別契約の条項が優先される。

第2章 当サービスの内容と取引当事者

第5条 当サービスは、甲が乙に、台湾華語に係る講師（「先生」とも言う。）のマッチング、レッスンの場所及び日時のマッチングを合理的にすることを提供する。

2 レッソンの提供およびその内容等に関する取引自体は、個別のレッスン毎にその講師と乙が毎回直接行うものであり、甲はレッスンの取引当事者ではないことを乙は了承する。

第3章 アカウント

（アカウントの登録）

第6条 乙が当サービスを受けるためには、甲が定める手段にて必要な乙の情報（以下、「アカウント」という）を登録しなければならない。

2 乙は、当社の許可なく、受講者登録申込を第三者に行わせてはならない。

第7条 乙は、アカウントに登録した氏名、電子メールアドレス、その他当社

が指定する情報に変更が生じた場合、直ちに当社に報告し、当社が定める方法にてアカウントを修正しなければならない。

第8条 乙は虚偽の内容を入力してはならない。乙のアカウントの内容が虚偽であることが判明した場合、甲は受講者の申込みを承諾しないことができる。

第9条 乙は、下記の事項を承認したうえで、アカウントの登録をする。

- ① 乙の通信環境が当サービスの利用に支障がないこと。
- ② 乙が未成年の場合、親権者等法定代理人の同意を得ること。
- ③ 乙に対して当サービスに関する電子メールによる通知、広告、アンケート等を実施することができること。
- ④ 甲のサービス品質の向上等のため、甲は個別のオンライン授業の内容、乙の問い合わせ内容、乙へのカウンセリング等を記録、監視、録音、録画、保管できること。

(アカウントの停止及び抹消)

第10条 乙が下記に定める事由に該当する場合、甲は、当該登録申込を拒否することができ、また、登録がすでに完了した場合でも、当該登録を取消することができる。この場合、甲は乙に事前に通知する必要はないものとする。

- ① 実在しない場合。
- ② 複数の登録を行おうとした場合または行った場合。
- ③ 登録の際、虚偽、誤記または記入漏れをした場合。
- ④ 過去に甲により登録を取り消されている場合。
- ⑤ 乙が指定した銀行口座、クレジットカードまたはその他決済サービスが存在しないまたは利用停止中である場合。
- ⑥ 乙が過去に代金の支払いを怠っていた場合。
- ⑦ 乙が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、登録の際に保護者、法定後見人等の同意を得ていない場合。
- ⑧ 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員の場合またはその虞がある場合。
- ⑨ その他、当サービスの利用者として不適當であると甲が判断する場合。

第11条 アカウントは、乙が厳重に管理する。

第12条 甲は、ログイン時に入力されたログイン情報と登録されたものとの一致をもって当サービスの利用が乙本人によるものであるとみなすことができる。

第13条 乙が、アカウントを第三者に使用させること、譲渡すること、貸与すること、又はこれらに準ずることを行うことは、すべて禁ずる。

第 14 条 乙は、アカウントを失念した場合または第三者に不正に使用されている疑いがある場合、甲に対して、速やかに連絡を行い、甲の指示等に従う。なお、乙は、同連絡等を遅滞したことにより生じるすべての損害等を賠償する義務を負う。

(アカウントの変更)

第 15 条 乙は、自身のアカウントに変更の必要性が生じた場合、甲が定める手段によって遅滞なくアカウントの変更手続きをする。

2 甲は、乙が同変更手続きを遅滞したことにより損害等を被った場合でも、同損害に対して、一切責任を負わないものとする。

第 4 章 禁止行為と罰則

第 16 条 甲は、乙が下記のいずれかに該当した場合、乙に対して、休会またはアカウントの削除の処分を行うことができる。

- ① 乙が当利用規約の各規定に違反した場合。
- ② 乙が利用料金の支払を遅滞または怠った場合。
- ③ 乙が当サービスの利用に際し、甲からの指示等に従わなかった場合。
- ④ 乙の当サービス利用に対して甲が不適切と判断した場合。

第 17 条 乙は、登録中はもちろん登録抹消後であっても、以下に定める行為を行ってはならない。

- ① 他の生徒、講師その他の第三者若しくは当社の名誉、信用、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、プライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- ② レッスンに必要な連絡を除き、当社を介さずに講師や他の生徒と直接連絡をする行為
- ③ 乙が当サービスを利用する権利又はアカウントを他者に譲渡、使用、売買、名義変更、質権の設定、担保に供する行為。
- ④ 違法行為、公序良俗に反する行為、サービスの運用を妨げる行為。
- ⑤ 当サービスを営業行為、営利目的およびその準備に利用する行為。
- ⑥ 甲の許可を得ずに、レッスンを録画・録音し、インターネット上に公開する行為。
- ⑦ 当サービスの他の利用者・講師らに違法行為を勧誘または助長する行為。
- ⑧ 甲の運営関係者及び講師らへの嫌がらせや、不良行為などレッスンおよびチャットの進行を妨げる等のハラスメント行為、暴言・脅迫行為。
- ⑨ 甲が一般的に開示していない機密情報を詮索する行為。
- ⑩ 講師らに対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為。
- ⑪ 講師らに甲の競合し得るサービスや組織又は団体を勧誘する行為。
- ⑫ 一つのアカウントを複数のユーザーで利用する行為。

- ⑬ 複数のアカウントを登録する行為。
- ⑭ 当サービスの他の利用者・講師らが経済的・精神的損害、不利益を被る行為、その他甲が不相当と判断する行為

第 18 条 乙は、第 16 条及び第 17 条に違反する行為に起因して甲または第三者に損害が生じた場合、当サービスのアカウント削除後であっても、すべての法的責任を負い、いかなる場合も甲を免責するものとする。ただし、甲の責による場合は、この限りではない。

第 5 章 通知

第 19 条 甲は、当サービスに関する重要な情報を送信する場合、乙が甲からの電子メールでの通知等の受信をすべて拒否する設定をした場合でも、電子メールの送信ができる。

第 20 条 電子メールによって行われる通知は、乙の登録情報に記載された電子メールアドレス（以下、「指定メールアドレス」という）宛への発信をもって完了したものとみなす。

第 21 条 乙は、指定メールアドレスに関する各種設定等を変更し、甲からの電子メールの受信を許可しなければならない。

第 22 条 甲は、指定メールアドレスに不備、誤記があったことまたは乙が受信設定の変更を怠ったことに起因して甲からの電子メールが乙の元に届かなかった場合、同不到達に対して、一切責任を負わないものとする。

2 なお、乙は、同不到達に起因して生じるすべての損害等を賠償する義務を負うものとし、いかなる場合も甲を免責するものとする。

第 6 章 サービスの利用

第 23 条 乙は、当社指定の通信手段を用いて当サービスを利用することができる。ただし、講師の通信環境等により、いずれか一方の通信手段が利用できない場合があることを、乙は了承するものとする。

（通話ソフトウェアの利用）

第 24 条 乙は、レッスンを受講する際、第三者の提供する当社指定のオンライン通話ソフトウェア（以下、「通話ソフトウェア」といいます。）を使用する。

第 25 条 講師の通信環境等により、通話ソフトウェアが限定される場合があ

ることを乙は了承する。

第 26 条 乙は、通話ソフトウェアを使用する際には、通話ソフトウェアを提供する第三者の定める利用規約、使用条件その他の定めに従う。

第 27 条 乙は、受講者登録を行う前に、あらかじめ通話ソフトウェアをダウンロードし、受講者の環境下で通話ソフトウェアが使用可能かどうかを確認しなければならない。

第 28 条 甲は、受講者の環境下で通話ソフトウェアが使用できなかったこと、通話ソフトウェアの使用に必要なハードウェアの故障及び設定不備その他受講者側の事由により受講者がレッスンを受講できなかったとしても、一切の責任を負わない。

第 29 条 乙は、アカウントの登録完了後、当利用規約に定める利用料金の初回の支払いが甲により甲のシステム上で確認された日（以下、「利用開始日」という）から当サービスの利用を開始できる。

第 7 章 料金プラン

第 30 条 料金プランとは、甲が別途定める「コース」と「プラン」を組み合わせたものを指す。乙が選択できる組み合わせは、甲が別途料金プランページにて定める。

第 31 条 コースとは、乙の現時点でのスキルを把握して、乙に最適なレベルが受講できるよう、甲が作成したものをいう。

第 32 条 プランとは、甲が別途定める回数のうち、乙が選択した回数のレッスンを毎月受講できるプランをいう。

第 8 章 レッスン

第 33 条 レッソンの時間は、甲が指定した時間とする。

第 34 条 乙は、レッスンの内容及び時間配分は講師と乙の協議によるものであり、甲は一切関わらないことを了承する。

第 35 条 乙がレッスンの開始時刻時点で、講師または甲からの問いかけに応答しない場合、又は乙がレッスンルームに入室していない場合、甲は、乙がレッスンを欠席したものとみなし、当該レッスンを終了することができる。

第 36 条 乙は、予約済みのレッスンの受講をキャンセルする場合、甲に対して、当該レッスン開始時刻の 3 時間前までに当ウェブ上でキャンセルの手続きを行わなければならない。なお、キャンセルの手続きは、甲が定める手段にて行わなければならない。

第 37 条 甲は、乙がレッスンへの無断欠席を繰り返し行った場合、乙に対して、警告、改善指示等を行うことができる。

2 同指示等に従わない場合、甲は、乙に対して処分等を行うことができる。

(レッスンの予約)

第 38 条 乙は、レッスンの受講日時および講師を当該レッスンの開始日時の 3 時間前までに選択して予約しなければならない。

2 前項の予約は、当ウェブ上の乙の予約状況に、当該予約が反映された時点で成立するものとする。

第 39 条 乙は、レッスンの予約を 14 日先まで行うことができる。ただし、予約可能なレッスン数の上限に制限される。

第 40 条 乙がレッスンの予約をした時点で、乙はレッスン予約にあたり選択した個別の講師（以下、「個別講師」と言う。）に対して、メールアドレスおよび乙が個別講師に連絡した事項は、乙と個別講師の間の個別取引であり、第 11 章の対象外とし、甲は何らの責任を負わない。

第 9 章 利用料金・利用料金の支払方法

第 41 条 乙は、甲に対して、当サービスの利用料金を以下のいずれかの方法にて支払う。

- ・ クレジットカード
- ・ デビットカード
- ・ 甲の指定する回収代行業者による支払

第 42 条 当サービスを利用する場合、乙が休会手続きを行わない限り、毎利用月、同利用料金にて自動で更新される。

2 第 2 回目以降の利用料金は、利用月の初日に自動的に決済されるものとする。

第 10 章 休会・アカウントの削除

(休会)

第 43 条 休会とは、支払いを停止することにより、利用月の最終日をもって

一時的にレッスンの予約および受講を休止することをいう。

第 44 条 乙は、甲が定める手段により休会の手続きを行う。なお、甲が乙の休会申請を確認し、休会手続きを完了した旨を電子メール等で送信した時点で休会手続きの完了とする。

第 45 条 休会申請は、翌利用月が開始する 7 営業日までに行わなければならない。

2 同期間内に申請がなされない場合は、翌々利用月からの休会とする。

第 46 条 利用料金の支払がなされない場合など、乙の意思に基づかない支払いの停止の場合も、自動的に休会扱いとする。

第 47 条 休会后、当サービスの利用再開を希望する場合、乙は、甲が定める手段により利用再開手続きを行うものとする。

第 48 条 再開にあたっては、乙が休会前に利用していたプラン及びコースを選択できない場合がある。

(アカウントの削除)

第 49 条 アカウントの削除とは、甲と乙の本契約を終了させ、乙の登録したアカウントを甲が削除することをいう。

第 50 条 乙は、甲に対してアカウント削除の申請を行い、甲がアカウント削除申請を確認し、手続きを完了した旨を電子メール等で送信した時点でアカウント削除手続きの完了とする。

第 51 条 アカウント削除手続きの完了後、乙の利用月の終了をもってアカウントは削除され、乙は会員資格を喪失する。

第 52 条 甲は、乙からの特段の申し出がない限り、アカウント削除手続き完了後、乙個人を特定できない形に加工したうえで、当サービスの品質向上等のために、利用する場合がある。

第 53 条 乙は、アカウント削除手続きが完了した場合、会員資格を喪失した時点をもって当サービスの一切の権利を失うものとし、甲に対していかなる請求を行うことができない。

第 54 条 乙は、自身の行為等に起因して甲または第三者に損害が生じた場合、会員資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、いかなる場合も甲を免責する。

第 11 章 登録情報の取り扱い

第 55 条 甲は、乙のアカウントを当サービスの提供の目的にのみ使用するものとする。

第 56 条 甲は、以下の場合を除き、乙のアカウントを乙の事前の承諾なく第三者に開示しない。

- ① 法令等に基づき開示を求められた場合。
- ② 公的機関より開示を求められた場合。
- ③ 当サービスの提供の目的で当サービスの一部を委託する第三者に提供する場合。

第 57 条 甲は、乙のアカウントのうち、「個人情報」に該当する情報について、プライバシーポリシーに則り取り扱う。

第 12 章 当サービスの中断・終了

第 58 条 甲は、事前に当ウェブ上での掲示または乙への電子メールの送信により通知をすることで当サービスを中断または終了できるものとする。

第 59 条 甲は、通信手段及びアプリケーションの障害、国内外の政治情勢・自然災害等、提供するサーバー等の障害またはその他やむを得ない事由により当サービスの提供が困難な場合、予告なしに当サービスを中断することができる。

第 60 条 甲は、台湾の祝祭日（旧正月など）を理由とした当サービスの中断、提供レッスンの減少を、事前に当ウェブまたは電子メールでの連絡をもって行うものとし、乙は、当サービスを利用できない、もしくは利用可能なレッスンが通常より著しく減少する可能性があることに予め同意するものとする。

第 13 章 損害賠償責任

第 61 条 甲は、乙が当利用規約に違反した場合、乙に対して、同違反行為により生じた直接または間接的な損害または損失の賠償を請求できるものとする。

第 62 条 乙による当サービスの不備・瑕疵等に基づく甲に対する損害賠償の限度額は、当該損害が発生した月に乙が甲に対して支払った利用料金の額を上限とする。ただし、当サービスの不備・瑕疵等が甲の故意又は重過失による場合は、この限りではない。

第 14 章 著作権および所有権

第 63 条 当サービスに関する商標、ロゴマーク、記載、コンテンツ等についての著作権、所有権は、全て甲に帰属する。

第 64 条 乙は、甲の事前の明示の承諾なく同商標等を使用すること、雑誌、他のサイト上へ転載すること、改変すること、複製すること等の当サービス利用の目的を超えた行為は禁ずる。

第 65 条 甲は、乙が前項に違反した場合、乙に対して、著作権法、商標法等に基づく各処置（警告、告訴、損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置等請求）を行うことができるものとする。

第 15 章 免責事項

第 66 条 下記の各条項に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、乙は、甲がいかなる賠償責任も負わないことに同意する。

- ① 急激なユーザー数の増加、または提供レッスン数が不足したことに起因する場合。
- ② 乙が希望する特定の講師のレッスンが予約できなかった場合。
- ③ 乙が希望する特定の時間帯に当サービスが予約または利用できなかった場合。
- ④ 自然災害や停電などの不可抗力によりレッスンまたはチャットの停止および中止を余儀なくされた場合。
- ⑤ 不正アクセスなど第三者による行為に起因する場合。
- ⑥ 当サービスの学習効果や有効性、正確性、真実性等。
- ⑦ 当サービスに関連して甲が紹介・推奨する他社のサービスや教材等の効果や有効性ならびに安全性や正確性等。
- ⑧ 甲の提携先企業が提供するサービスの不具合、トラブル等により当サービスが利用できなかった場合。
- ⑨ レッスンルームを通じて、自己責任で受信した、または、開いたファイル等が原因となりウィルス感染などの損害が発生した場合。
- ⑩ 乙の過失によるパスワード等の紛失または使用不能により当サービスが利用できなかった場合。
- ⑪ 当ウェブで提供するすべての情報、リンク先等の完全性、正確性、最新性、安全性等。
- ⑫ 当ウェブから、または当ウェブへリンクしている甲以外の第三者が運営するウェブサイトの内容やその利用等。
- ⑬ 当サービスにおける全ての日時は日本時間（GMT+9:00）とする。

第 16 章 当規約の変更

第 67 条 甲は、乙に対して何ら通知を行うことなく当利用規約を変更することができる。

第 68 条 変更後の利用規約は、当ウェブ上に掲載された時点、または、甲が提供するアプリケーションおよび電子メールを介して甲が乙に対して情報を発信した時点で効力を生じるものとし、乙は、同変更方法に予め同意するものとする。

第 17 章 反社会的勢力の排除

第 69 条 乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証する。また、以下のいずれかに該当したことが判明した場合には、甲は直ちに契約を解除し、解除によるいかなる責任も甲は負わない。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます）であること
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第 18 章 準拠法および専属的合意管轄裁判所

第 70 条 当利用規約は、日本国法に準拠して解釈される。

第 71 条 および乙は、当サービスまたは当利用規約に起因もしくは関連して甲と乙の間で生じた紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに予め合意する。